

## デジタル・ガバメント推進会議設置要綱

### （目的）

第1条 情報化計画の策定並びにデジタル・ガバメント推進施策及び環境整備を促進することによって、行政事務の効率化・迅速化を図り、あわせて市民サービスの向上に資するため、デジタル・ガバメント推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1）情報化計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しに関すること。
- （2）前号の計画に基づくデジタル・ガバメント推進施策に関すること。
- （3）電子自治体の実現及び推進に係る事項の調整、検討、調査及び研究に関すること。
- （4）市が、国及び府並びに関連自治体、各種協議会等への協力、連携を行うための調整に関すること。
- （5）その他座長が必要と認める事項に関すること。

### （組織）

第3条 推進会議は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長及び委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 推進会議は、必要に応じて座長が招集する。
- 5 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### （デジタル・ガバメント専門部会）

第4条 推進会議に、本市のデジタル・ガバメントの推進に係る専門事項について、検討、調査及び研究を行わせるために、デジタル・ガバメント専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

- 2 専門部会委員は、座長が指名する。

### （庶務）

第5条 推進会議の庶務は、都市経営部デジタル戦略課において処理する。

### （補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 6 年 1 0 月 1 9 日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成 9 年 2 月 1 0 日から実施する。

2 事務近代化委員会要綱（昭和 5 9 年 9 月 3 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 8 月 1 3 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 1 0 月 1 4 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 7 月 1 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 4 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。